

平成30、31年度の保険料率が決定

均等割額は据え置き、所得割額は0.34%減少

後期高齢者医療制度に加入している人の、平成30、31年度の保険料率が決定したのでお知らせします。なお、保険料率は2年ごとに改定されます。

☎ 住民課 国保医療係 ☎ 932-1111 または、福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 651-3111

▶平成30、31年度の保険料率

	平成28、29年度	平成30、31年度	増減
均等割額 ※1	56,085円	56,085円	据え置き
所得割率 ※2	11.17%	10.83%	0.34%減
賦課限度額	57万円	62万円	5万円増

※1 「均等割額」とは、加入者全員が同じ金額を負担する保険料です。
 ※2 「所得割率」とは、個人ごとの総所得金額などに応じて負担する保険料です。

▶保険料の算出方法

保険料額 年額 (10円未満切り捨て)	=	均等割額 56,085円	+	所得割額 (総所得金額等 ※3 - 33万円) × 10.83%
---------------------------	---	-----------------	---	-------------------------------------

※3 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

▶平成30年度の保険料軽減措置

世帯 ※4 の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	軽減の基準 (同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ※5 の合計額で判定)
9割軽減	5,608円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,412円	33万円以下
5割軽減	28,042円	「33万円+27万5千円×被保険者数」以下
2割軽減	44,868円	「33万円+50万円×被保険者数」以下

※4 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入した人などはその時点)が基準です。
 ※5 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します。

後期高齢者医療制度に加入する前日までは社会保険 ※6 の被扶養者だった人は、均等割額が5割軽減 ※7 されます。所得割額はかかりません。軽減後の保険料は、**年額28,042円**です。

※6 社会保険とは、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険や国民健康保険組合は非該当です。
 ※7 均等割額の軽減が所得により9割軽減、8.5割軽減に該当する人は、それぞれ9割軽減、8.5割軽減が優先です。

▶保険料額の通知

保険料額の詳細については、7月中旬に郵送予定の「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

8月から

『被保険者証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』が新しくなります

☎ 住民課 国保医療係 ☎ 932-1111 または、福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 651-3111

7月下旬に新しい被保険者証(うす緑色)を郵送します

現在の被保険者証の有効期限は、平成30年7月31日までです。

8月1日から使用できる新しい被保険者証(うす緑色)(有効期限は、平成31年7月31日まで)を、7月下旬に郵送します。8月1日以降に医療機関で受診するときは、新しい被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、住民課国保医療係へお問い合わせください。

※保険料の滞納がある場合、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取る必要がある場合があります。

新しい被保険者証に記載されている自己負担割合を確認してください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の**町民税の課税所得が145万円以上**である場合は、自己負担割合は3割です。

※町民税の課税所得が145万円以上でも、次の1または2に該当する場合は、住民課国保医療係の窓口へ申請すれば1割の自己負担割合となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合：同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合：本人の収入が383万円未満 または、本人と同じ世帯の70歳~74歳の人の収入の合計額が520万円未満

7月下旬に新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を郵送します

現在の限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)の有効期限は、平成30年7月31日までです。

減額認定証をすでにお持ちで、平成30年度の町民税が非課税の世帯の方には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。(新しい被保険者証とは別に郵送します)

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、住民課国保医療係の窓口で申請手続きが必要です。

▶申請に必要なもの 被保険者証・印鑑・その他(収入額を証明する書類や入院期間を確認できる書類など)

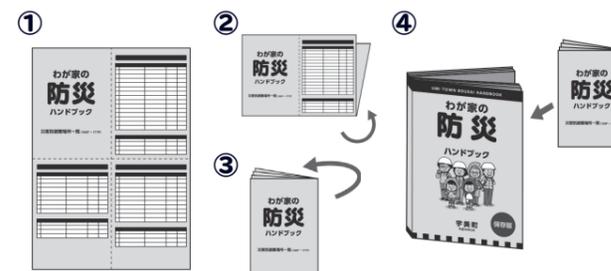
UMI TOWN BOUSAI HANDBOOK

「わが家の防災ハンドブック」を一部修正のうえ改訂しました!

今年の3月から、順次各戸へ配布した『わが家の防災ハンドブック』について、P166~P171の記載内容に誤りがあり、修正のうえ改訂しました。

今月号の広報うみに折り込まれている『災害別避難場所一覧(平成30年7月改訂版)』(A4両面黄色の紙)を確認していただき、ハンドブックにはさみ込むなどして、ご活用ください。

なお、現在、スマートフォンなどで利用できる「わが家の防災ハンドブック(電子版)」を準備中です。詳細は後日ご報告します。



問い合わせ 総務課 安全安心係 ☎932-1111